

V お金の管理や契約に関する支援制度

お金の管理や契約などで困ったときは？

一人暮らしをしている等で、お金や通帳など重要なものの管理や重要な契約行為などに、いろいろと心配が出てきたときのための制度があります。以下の2つの制度は、ともに“認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人を保護し支援する制度”ですが、制度の仕組みや支援の内容は異なっています。

- (1) 日常生活自立支援事業
- (2) 成年後見制度

(1) 日常生活自立支援事業	
概要	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人について、本人と社会福祉協議会が契約して、“日常生活に関わる援助”を行うものです。具体的には、福祉サービスの利用に関する助言や申請援助、日常的な金銭の管理、預金通帳や印鑑他重要な書類等の預かりなどを行い、地域生活を支援します。
対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分で、日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理等がうまくできない方。ただし、本人の意思が確認でき、契約行為を理解できることが条件です。
費用	相談や支援計画の作成にかかる費用は無料。援助は有料で1時間当たり、1000円（交通費別途）（生活保護世帯は無料）
窓口	市町村社会福祉協議会

(2) 成年後見制度	
概要	認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所が本人を援助する人を選任し、本人の財産の保護・管理や契約などの“法律行為”を本人の代わりに行うものです。具体的には、預貯金や不動産などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだりして、本人を保護・支援します。
制度の種類	「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類。 ※内容についてはP39を参照。
窓口	家庭裁判所 成年後見支援センター（県内17カ所）（P38）

V お金の管理や契約に関する支援制度

名 称	郵便番号	住 所	電 話	管轄地域
さく成年後見支援センター	384-0414	佐久市下越16番地5 あいとぴあ 臼田内	0267-88-8339	佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡
上小圏域成年後見支援センター	386-0012	上田市中央3-5-1	0268-27-2091	上田市 東御市 小県郡
坂城町成年後見支援センター	389-0602	埴科郡坂城町大字中之条2225	0268-82-2551	坂城町
岡谷市成年後見支援センター	394-0081	岡谷市長地権現町4-11-50	0266-24-2121	岡谷市
諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター	392-0024	諏訪市小和田19-3	0266-54-2155	諏訪市 下諏訪町
茅野市・原村成年後見支援センター	391-0002	茅野市塚原2-5-45	0266-73-4431	茅野市 富士見町 原村
富士見町成年後見支援センター	399-0214	富士見町落合6203番地 旧落合 小学校	0266-78-8986	富士見町
上伊那成年後見支援センター	396-0023	伊那市山寺298-1	0265-96-8008	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
いいだ成年後見支援センター	395-0031	飯田市銀座3-7銀座堀端ビル2階	0265-53-3187	飯田市 下伊那郡
松本市社会福祉協議会 成年後見支援センター かけはし	390-1702	松本市梓川2288-3	0263-88-6699	松本市 安曇野市 東筑摩郡
塩尻市成年後見支援センター	399-0705	塩尻市広丘堅石2151-2	0263-53-7564	塩尻市
木曾広域連合（中核機関）	399-6101	木曾郡木曾町日義4898-37	0264-23-1050	木曾郡
北アルプス成年後見支援センター	398-0002	大町市大町1129	0261-22-1550	大町市 北安曇郡
長野市成年後見支援センター	380-0813	長野市大字鶴賀緑町1714-5	026-225-0153	長野市
千曲市成年後見支援センター	389-0821	千曲市上山田温泉4-5-1	026-276-2687	千曲市
北信圏域権利擁護センター	383-0022	中野市中央1-4-19	0269-26-2266	中野市 飯山市 下水内郡 下高井郡
須高地域成年後見支援センター	382-0074	須坂市大字須坂476-1	026-214-1027	須坂市 小布施町 高山村

V お金の管理や契約に関する支援制度

法定後見人と任意後見人の違い			
種類	対象者	援助者	内容
法定後見人	判断能力が全くない方	成年後見人	本人の財産を管理し、本人に代わって契約を交わしたり、本人が交わした契約を取り消すことができる。
	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	借金や相続、家の増改築など重要な契約に同意することができる。保佐人の同意を得ずに交わされた契約※は取り消すことができる。また、家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して契約の代理を行う。 ※民法第13条第1項所定の行為
	判断能力が不十分な方	補助人	家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行う。
任意後見人	対象者は限定しない	任意後見人	あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、将来、判断能力が不十分になった場合に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度。

手続きの流れの違い	
法定後見人	<ol style="list-style-type: none"> 1 本人や配偶者、4親等内の親族などが、家庭裁判所に後見等開始の申し立てを行う。 2 家庭裁判所において審理が行われ、本人等から事情を伺い必要な調査を行う。 3 成年後見人等が選任され、後見等開始の審判が行われる（後見等が開始される）。成年後見人等は家庭裁判所が選任する。本人の親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士等の法律や福祉の専門家や、福祉関係の公益法人等の法人などが選ばれることがある。一定の研修を受けた市民が成年後見人に選ばれることもある。
任意後見人	<p>十分な判断能力があるうちにあらかじめ任意後見契約を結び、判断能力が不十分になったときに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家庭裁判所に任意後見人を監督する任意後見監督人選任の申し立てを行う。 2 家庭裁判所において審理が行われ、任意後見監督人が選任される。あらかじめ締結した任意後見契約に従って、任意後見人による支援が開始される。